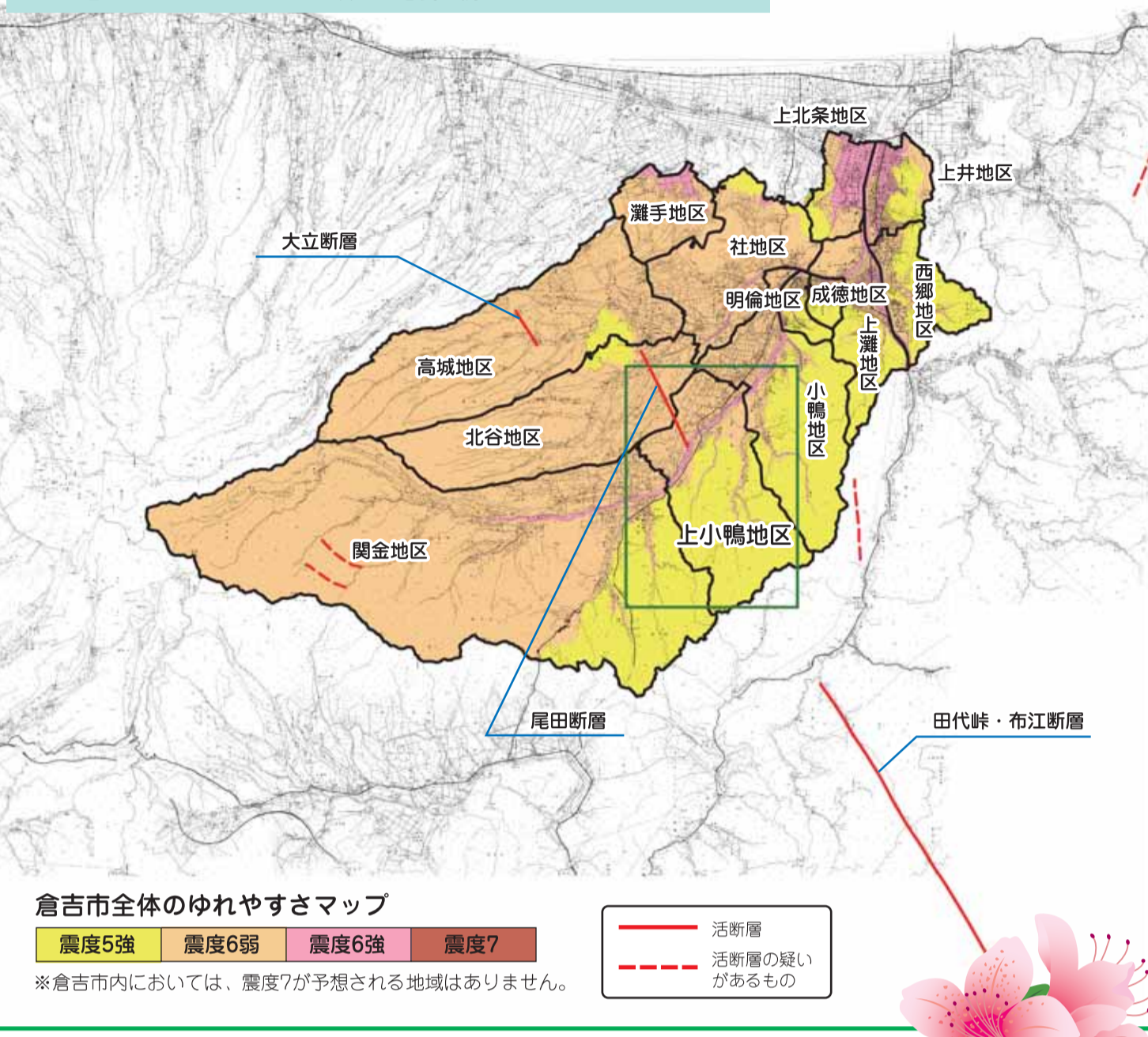


倉吉市の地震ハザードマップ

上小鴨地区版

倉吉市周辺の地震と活断層

倉吉市周辺では、過去にいくつかの地震を経験しています。
 1710年10月 3日 真伯郡を中心に強いゆれ
 1943年 9月10日 鳥取地震。倉吉市付近でも余震が発生
 1983年10月31日 震度4のゆれ。この地震による負傷者10名
 2000年10月 6日 鳥取県西部地震。この地震による負傷者182名
 (出典：新編 日本被害地震総覧【増補改訂版416-1995】宇佐美龍夫、東大出版会)
 また、倉吉市内には、尾田断層、大立断層という活断層があります。地震はいつどこで起こるかわかりません。日頃から地震に備えておきましょう。



倉吉市全体のゆれやすさマップ
 ※倉吉市内においては、震度7が予想される地域はありません。

お問い合わせ先

倉吉市総務部総務課
 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722
 TEL: 0858-22-8162
 FAX: 0858-22-1087



地震に備えて(日頃の備えを)

地震に備えて、日頃から非常用持出品を用意しよう！

チェックリストで確認しよう！

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 紙コップと器 |
| <input type="checkbox"/> ラジオ | <input type="checkbox"/> 下着、着替え |
| <input type="checkbox"/> ホイッスル | <input type="checkbox"/> 生理用品 |
| <input type="checkbox"/> 常備薬 | <input type="checkbox"/> ガスコンロ |
| <input type="checkbox"/> 飲料水、非常食(缶詰やレトルト食品など) | <input type="checkbox"/> 毛布 |
| <input type="checkbox"/> お金(公衆電話用の10円など) | <input type="checkbox"/> 飲料水をつめるポリタンク |
| <input type="checkbox"/> 運転免許証、預金通帳、印鑑、保険証など | <input type="checkbox"/> 寝袋 |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話と充電器 | <input type="checkbox"/> 食器類 |
| <input type="checkbox"/> メガネ、コンタクトレンズ | <input type="checkbox"/> 調理器具 |
| <input type="checkbox"/> キッチン用ラップ | <input type="checkbox"/> 工具 |

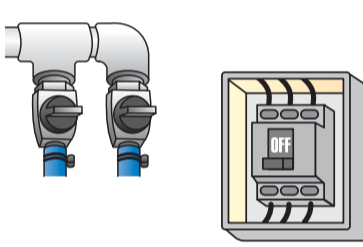
地震に備えて(家具の転倒防止)

地震発生時、家具の転倒によってケガをしたり、避難経路がふさがれてしまったりすることがあります。いざというときのために、家具を固定しておきましょう。

- 収納に工夫を！**
 重いものは下に、軽いものは上に。本棚などは、隙間をブックエンドで固定するなど、なるべく隙間を作らない。
- 耐震金具を利用しよう！**
●転倒防止金具
 壁・柱・鴨居と家具を固定するタイプと、床などに固定するタイプがあります。家具や室内の状況によって使い分けましょう。
- 重ね留め用金具**
 家具の下部の前方に転倒防止のビニール樹脂状のものを入れ、壁にもたれ気味にしておく。就寝場所には、家具が倒れてこないように配置する。出入口や通路には、なるべく荷物を置かないように。
- 置き方に工夫を！**
 家具の下部の前方に転倒防止のビニール樹脂状のものを入れ、壁にもたれ気味にしておく。就寝場所には、家具が倒れてこないように配置する。出入口や通路には、なるべく荷物を置かないように。
- 照明器具の補強を！**
 吊り下げ式蛍光灯は、チェーンなどで止める。
- 耐震金具を利用しよう！**
●扉・引き出し開放防止金具
 地震発生時に、扉・引き出しが開かないように固定します。さらに、収納物の落下を防止するために棚板にふきんを置いたり、木やアルミ棒による飛び出し防止棒をつけるとう安心です。
- 透明シート**
 収納物が飛び出して、ガラスが割れるのを防ぎます。

地震が起これたら(避難のときの心得)

- 避難のときは、こんな服装で！**
- ヘルメット(防災ずきん)をかぶる。
 - 非常用持出品は、両手がふさがらないようにリュックサックに入れて背負う。
 - 長袖、長ズボンを着用(燃えにくい木綿製品がよい)。
 - 軍手をはめる。靴は底の厚い、はき履れたものを。



- 避難のときの注意点**
- 避難の前に、もう一度火の元、ガスの元栓、電気ブレーカーを確認しましょう。
 - 荷物は最小限で
 - 屏や自動販売機など倒れやすいものには近づかない。また、垂れ下がった電線などは危険なので、そばに寄らないようにしましょう。
 - 子供、障害者、高齢者等の避難は、地域の人々で協力しましょう。

わが家の防災メモ

あらかじめ記入し、家族みんながわかる場所に置いておきましょう。

火事・救急 119番 **警察 110番**

緊急連絡先

連絡先	電話	連絡先	電話
倉吉市総務課	0858-22-8162		
倉吉市支所管理課	0858-45-2111		
ガス会社			
電力会社			

家族の連絡先

家族の名前	連絡先(勤務先・学校)	電話

安否確認方法

避難所

家族が離ればなれになったときの集合場所

家族が離ればなれになったときの連絡方法

災害時の伝言サービスを活用しましょう

地震などの災害発生時には、安否の確認や連絡用に各電話会社から災害時の伝言サービスが無料で提供されています。詳しくは、各電話会社のサービス内容をご確認ください。

- N114日本**
171をダイヤルして、「災害伝言ダイヤル171」を利用することができます。
- N117ドコモ**
「iMenu」のトップに表示される「災害用伝言板」を選択して、利用することができます。(http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi)
- au**
EZwebのトップメニューに表示される「災害用伝言板」を選択して、利用することができます。(http://dengon.ezweb.ne.jp/)
- SoftBank**
Yahoo! Keitaiのトップから「災害用伝言板」を選択して、利用することができます。(http://dengon.softbank.ne.jp/)

自主防災組織をつくろう

「自分たちの地域は自分たちで守る」ことが地域防災の基本です。そして、地域防災活動の主体となるのは自主防災組織です。自主防災組織を結成し、災害に強いまちづくりを推進しましょう。現在、倉吉市内では自治公民館が中心となって、自主防災組織を結成しようという意識が高まっており、結成率は徐々に上がってきています。

わが家とわがまちを守ろう

市内で大きな災害が発生したとき、私たちの住む地域はどうなるのでしょうか。広い範囲で発生する被害に対して防災関係機関が十分に対処できないことも考えておかなければなりません。いざというとき、被害を最小限に抑えるためには、地域住民による防災活動が必要になります。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自主防災活動に取り組んでいきましょう。

自主防災組織の主な役割と活動

- <平時の活動>
 - ・防災知識の普及
 - ・地域内の安全点検
 - ・各家庭での安全点検
 - ・防災資機材の点検整備
 - ・防災訓練の実施
 - ・災害時要援護者の把握と支援体制の整備
- <災害時の活動>
 - ・災害情報の収集と伝達
 - ・出火防止および初期消火
 - ・住民の避難誘導
 - ・災害時要援護者の避難誘導
 - ・負傷者の救出、救護活動
 - ・炊き出しや水、食料などの配分

自主防災組織とは？

災害に対して地域ぐるみで力を発揮するためには、地域住民による組織的な防災活動が必要です。自主防災組織は、住民同士が協力して自発的に結成するもので、自主防災活動の主体になります。

●自主防災組織をつくる(活動をすすめる)ための手順は以下のような方法があります。

1) 自治公民館の会合で、地域の危険な箇所、災害の特性及び必要な防災活動について話し合います。

2) 会合で防災活動の内容やリーダー、役割分担を話し合って、自主防災組織の規約を作成し、自主防災組織を結成します。

自主防災組織の編成例

会長＝副会長 情報班
 救出救助班
 消防班
 避難誘導班
 医療救護班
 給食給水班

※具体的な組織編成などは、地域の実情に応じて決めましょう。

3) 倉吉市に自主防災組織の結成の届出を行います。
 ※自主防災組織に関する相談窓口：倉吉市総務部総務課

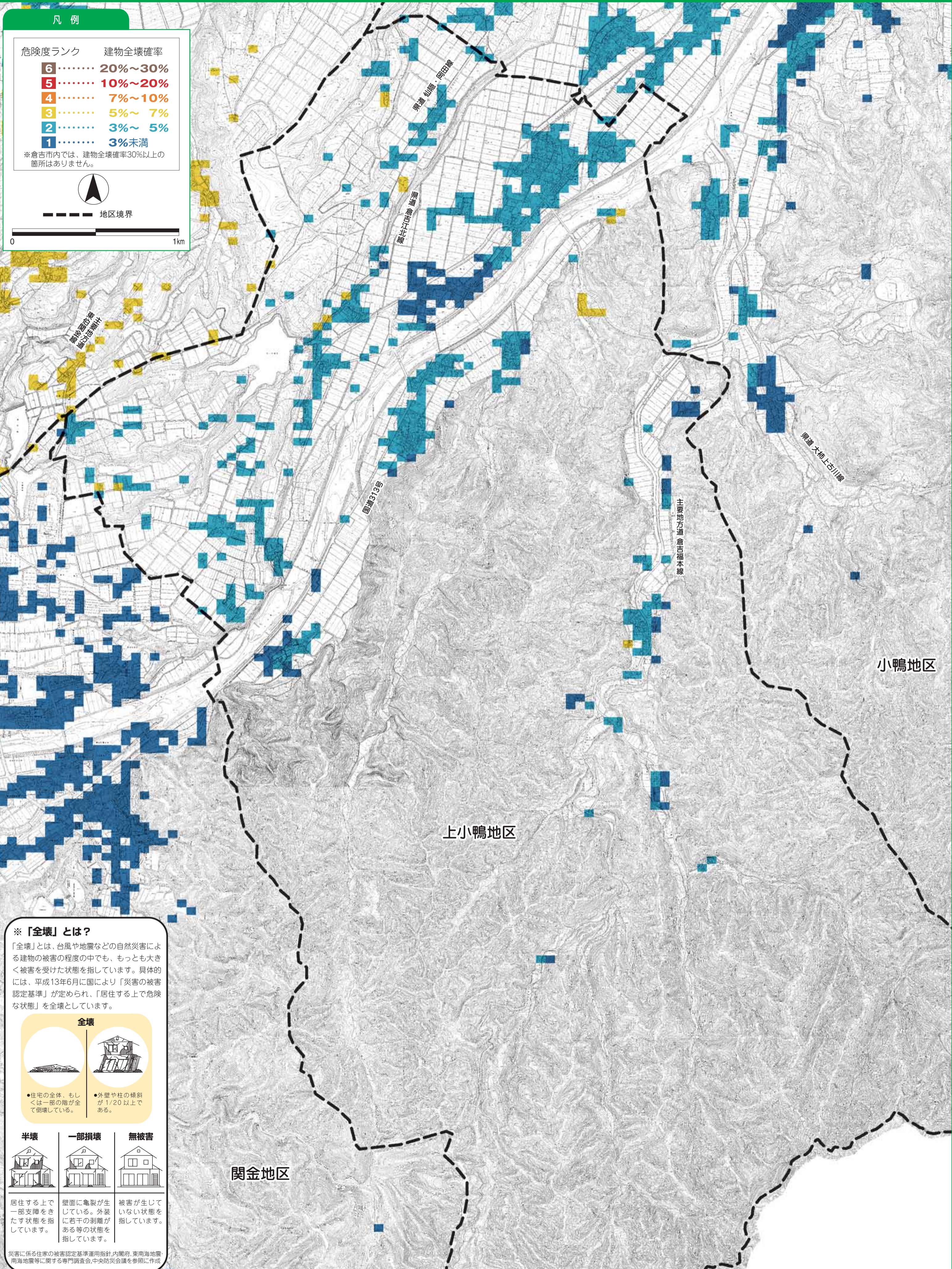
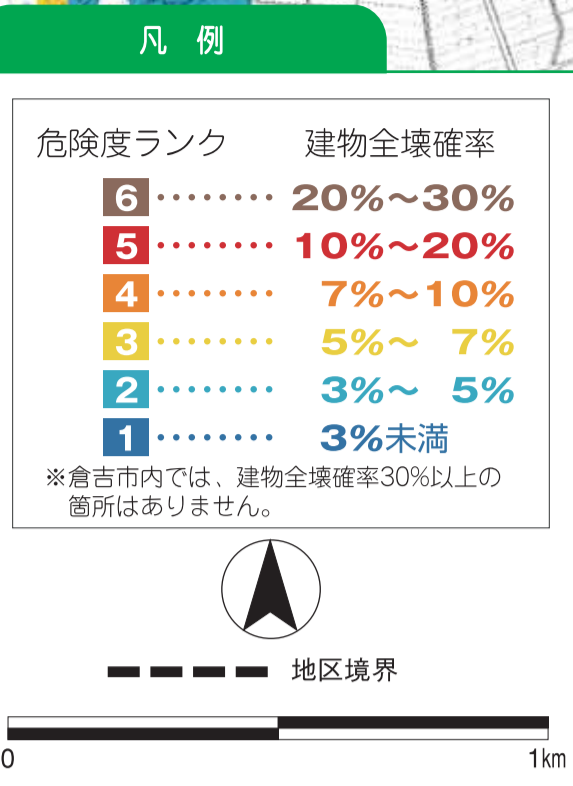
市や消防署と一緒に

自主防災組織は、倉吉市や消防署などと連携して活動する必要があります。組織を結成したら、倉吉市や消防署などの支援を受けながら、防災研修、防災訓練の実施や防災資機材の整備を行い、地域防災力の向上を図りましょう。



危険度マップ

上小鴨地区 1/14,000



※【全壊】とは？

「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を指しています。具体的には、平成13年6月に国により「災害の被害認定基準」が定められ、「居住する上で危険な状態」を全壊としています。

全壊	半壊	一部損壊	無被害
●住宅の全壊、もしくは一部の階が全壊している。	●外壁や柱の傾斜が1/20以上で倒壊している。	●居住する上で一部支障をきたす状態を指しています。	●被害が生じていない状態を指しています。

災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府、東南海地震・南海地震等に関する専門調査会、中央防災会議)を参照してください。